

・ **地域緑のまちづくりとは**

地域緑のまちづくりとは、市民の皆様が主体となり、住宅地や商店街、オフィス街、工場地帯など様々な街で、地域にふさわしい緑を創出する計画をつくり、計画を実現していくための取組に対して、助成金を活用できる事業です。

地域の皆様の「緑や花いっぱいのもちをつくりたい」という提案を募集し、一次選考・二次選考を経て市と協定を締結した団体に、提案を実現するための助成金を交付します。

・ **募集受付期間**

令和6年7月1日（月） ～ 7月5日（金）【必着】

 **「募集要項」の目次**

1	応募から助成までの流れ	2 ページ
2	応募条件	3 ページ
3	助成メニュー	4 ページ
4	選考について	6 ページ
5	提案計画づくり支援について	7 ページ
6	応募書類、応募方法	8 ページ
7	Q&A	9 ページ

 **問合せ先**

横浜市みどり環境局環境活動事業課（緑化担当）

受付時間：土・日・祝日を除く 8：45-17：15

住所：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎27階

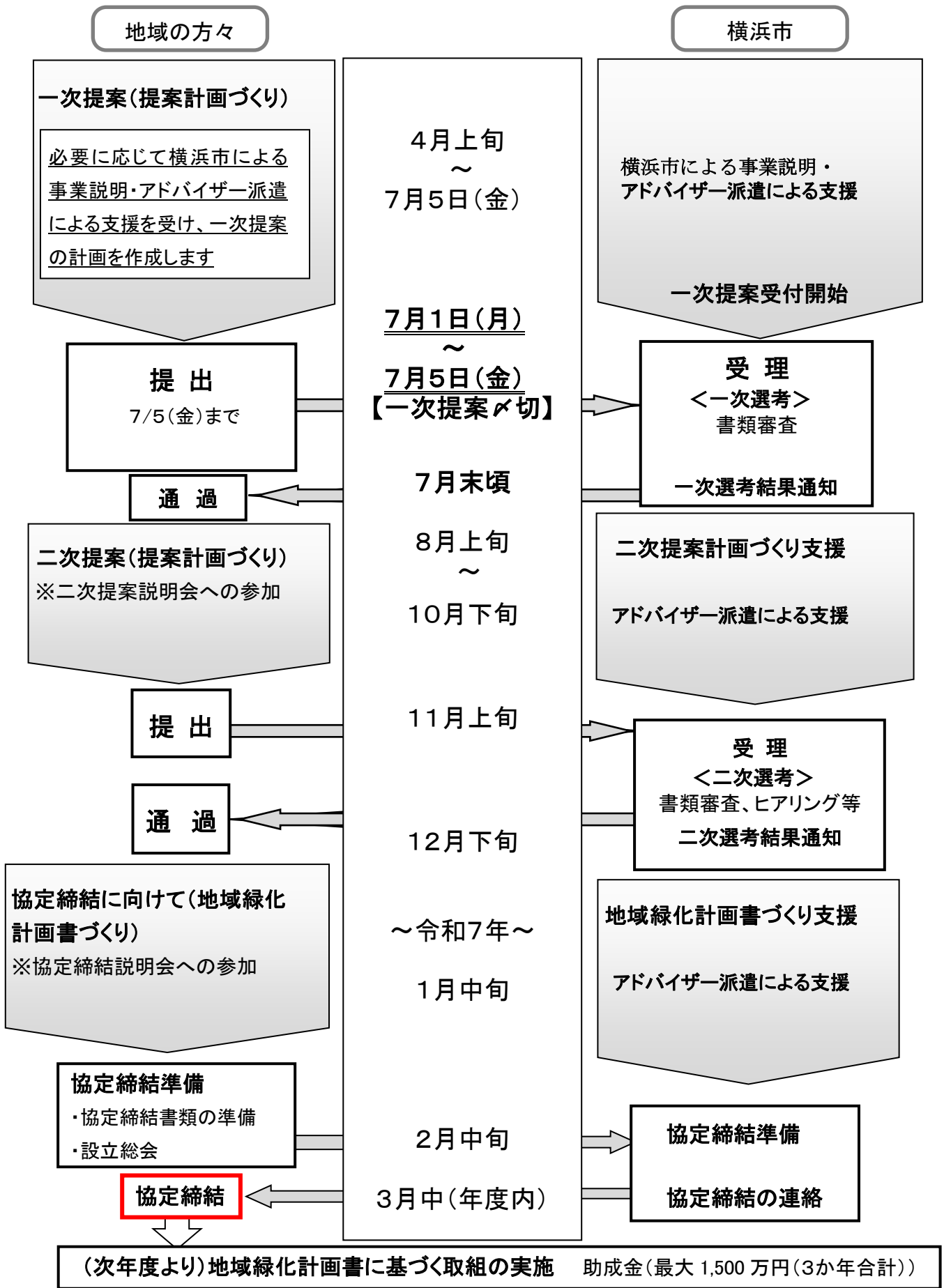
電話番号：045-671-3447 FAX 番号：045-633-9171

E-mail：mk-ryoka@city.yokohama.lg.jp

ホームページ

[地域緑のまちづくり](#)

応募から助成までの流れ



■ 応募条件

〈提案場所〉以下の条件を全て満たす場所

① 原則として、横浜市内の市街化区域内

※市街化区域と一体的に事業を実施する場合は、提案場所の一部に隣接する市街化調整区域を含むことができます。

② 原則として、民有地（ただし、公有地及び公共施設の場合で、施設管理者の使用又は占用等の承諾を得て、一部使用する土地も対象とすることができます。）

※既に「地域緑のまちづくり」の協定を締結している地区は、応募の対象外です。

〈応募団体〉以下の条件を全て満たしている団体

① 以下のいずれかに該当する**5人以上**（注1）の住民等から構成される団体であること。

- ・提案場所又はその近隣に**居住する方**（居住者）
- ・提案場所又はその近隣に**勤務する方**（在勤者）
- ・提案場所又はその近隣の**学校に通っている方**（在学者）
- ・提案場所又はその近隣の**土地や建物等を所有する方**（所有者）

注1：・同一世帯、同一法人の方の場合、応募団体の条件として数える人数は、2人までとします。

・1つの法人やその構成員のみでの申請はできません。

・協定締結までに、10人以上の正式な団体を結成する必要があります。

※既存団体でなくても構いません。

② 提案する事業を自らが主体となつて行う意欲があること。

〈応募内容〉以下の条件を全て満たしている提案

① 緑化に関する整備や活動であること。

② 提案する団体に加入していない市民も楽しむことができる**公共性・公益性**があること。

③ **住民等が主体**となつて取り組むこと。

④ 緑化整備する場所が明確で、整備後も**良好に維持管理**できること。

⑤ **助成対象となる提案**であること。（以下、助成内容を参照）

※提案の前に、提案場所の土地や建物の所有又は借りている等の実質的な使用権利を持っている方に、提案内容について事前に説明しておいてください。

注2：対象外となる提案

・既存緑地の維持管理のみを目的とした提案（単なるせん定、除草など）

・営利、宗教、政治又は選挙活動を目的とした提案

・地域の住民等の参加がなく、特定の個人や自らの所有又は管理する敷地を緑化することのみを目的とした提案

・公序良俗に反する提案

・建築物の新築、増築又は改築に伴う緑化協議等、法令等に定める緑化率の規定を満たすための**義務的な緑化**

・国、地方公共団体又はそれらの外郭団体及び民間団体等から資金的支援を受けている又は受けようとしている内容が含まれる提案

助成メニュー

二次選考を通過し、本市と協定を締結した団体は、以下の経費について、3か年で最大1,500万円（助成額については、二次審査通過後に作成する地域緑化計画書に基づく各年度の予算の範囲内）の助成金を活用できます。助成対象となる事業については各助成金交付要領をご確認ください。

なお、助成金交付を受けて緑化整備等を行った場合、以下の義務が発生しますので、ご注意ください。

- ・整備した緑の維持管理を良好に行うこと。
- ・助成金で整備した財産について、少なくとも5年間は処分しないこと。

① 民有地地域緑化＜地域の緑の創出＞

項目		対象経費	助成率 ※1
1	設計等経費	民有地の緑化整備の設計、工事監理費等	90%以内
2	緑化整備等経費	民有地の緑化整備に係る工事費	90%以内
3	その他経費	緑化整備に必要な経費のうち以下のもの <ul style="list-style-type: none"> ・緑化整備箇所へのベンチ類の設置 ・緑化整備箇所内及び緑化整備箇所に接する通路・階段の整備 ・既存構造物（縁石、舗装等）の撤去 ・伐採を伴わない既存樹木の伐根 ・その他客観的に緑化整備に必要といえる経費 	50%以内かつ、 緑化整備等経費の 30%以内

※1については約10%が団体の自己負担です。その他経費は約50%が団体の自己負担です。

② 地域緑化活動＜①で整備した緑の維持管理や活動に必要な研修および広報等＞

項目		対象経費	助成率 ※2
1	維持・管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識と技能を必要とする維持管理のための業務委託費 ・緑化施設の維持管理のための園芸資材等・材料費 ・機材購入費、リース費 等	90%以内かつ、 項目1～5の合計の 上限100万円/年度
2	設備費	<ul style="list-style-type: none"> ・倉庫 ・雨水タンク ・その他設置物（樹名板、利用案内等） 	
3	広報費	<ul style="list-style-type: none"> ・広報物の製作費 	90%以内かつ、 上限20万円/年度

4	研修費	<ul style="list-style-type: none"> ・講師料 ・教材費 ・外部研修の参加費 等	90%以内かつ、 上限 5 千円/参加者 1 名	
5	活動費	<ul style="list-style-type: none"> ・事務用品購入費 ・図書(図鑑等)購入費 ・活動中の飲料購入費 ・緑化施設の維持・管理のための園芸資材等・材料費 等	90%以内かつ、 上限 14 万円/年度	

※ 2 については約 10%が団体の自己負担です。

③緑化プロモーション<地域を緑で盛り上げるため、ハンギングバスケット等の設置、オープンガーデンや緑化啓発活動など>

項目		対象経費	助成率 ※ 3	
1	ハンギングバスケット等設置費	・ハンギングバスケット・簡易プランター等の設置及び維持管理に必要な経費	上限 1 万円/基	50%以内かつ、 項目 1 ~ 3 の 合計の上限 50 万円/年度
2	オープンガーデン開催費	・オープンガーデンの開催に必要な経費	上限 20 万円/回	
3	緑化啓発活動費	・緑化意識の醸成につながる緑化啓発活動に必要な経費	上限 5 万円/回 (申請上限： 2 回/年)	

※ 3 については約 50%が団体の自己負担です。

■ 選考について

提案された計画は、一次及び二次選考で審査します。

〈一次選考〉 横浜市による書類審査を行います。一次選考は、5団体程度を採択する予定です。

〈一次選考基準〉

● 審査項目（「事業理解」、「計画内容」及び「創意工夫」）の合計点が30点以上（合計50点の6割以上）

〈二次選考〉 横浜市による書類審査と現地確認、横浜市及び有識者（緑化、まちづくり、環境、都市デザイン、本事業経験者等）によるヒアリングを行った上で、横浜市が審査します。

● 審査ポイント

一次選考の審査項目に加え、具体性、継続性、地域合意形成など、計画の熟度が審査ポイントとなります。

審査項目	審査の視点	配点
事業理解	<ul style="list-style-type: none">本事業の趣旨や助成金を活用することを理解し、助成事業としてふさわしい提案であるか。	15点
計画内容	<ul style="list-style-type: none">緑化の場所が具体的で、整備内容がイメージされている提案になっているか。多くの市民が緑を実感できる提案になっているか。提案団体が、主体的に地域の緑化活動を行う提案となっているか。活動を推進していくための方法が考えられているか。	30点
創意工夫	<ul style="list-style-type: none">地域ならではの発想を生かした、創意工夫のある提案となっているか。	5点

※注意事項

審査では計画の概要や目的等を審査しますので、採択された計画に含まれている内容であっても、助成金申請時に助成対象外となることがあります。

提案計画づくり支援について

提案計画書の作成にあたっては、横浜市による事業説明・アドバイザーによる支援を受けられます。

＜横浜市による事業説明＞

横浜市職員が本事業に応募を考えている皆さまの地域に伺い、事業の説明を行います。

＜一次提案計画づくり支援＞

支援を希望する団体に、アドバイザーの現地派遣を行います。

アドバイザーが皆さまの地域にお伺いして、提案計画づくりに役立つアドバイス等を行います。

期間：一次提案応募締切（7月5日）まで

期間内で3回程度（1回あたりの時間：半日）

内容：アドバイザーが皆様の地域にお伺いし、皆様と一緒に計画対象場所を見学した後、ご相談をお受けします。

時間：現地視察：1時間～1時間30分程度、意見交換：1時間～1時間30分程度

※現地視察後、意見交換ができる会議室、集会所等の確保をお願いします。

＜二次提案計画づくり支援＞

一次選考を通過した団体は、二次提案計画づくり支援を受けられます。アドバイザーが皆さまの地域にお伺いして、一次提案より具体的な提案計画となるよう、支援を実施します。

※詳細は、「二次提案募集の説明会」でご説明致します。

応募書類・応募方法

応募の際は、以下の書類を提出していただきます。（様式は、ホームページにも掲載しております。）

地域緑のまちづくり

検索 

書類は、下記の申込先へ、Eメールにて、募集期間内にご提出ください。提出から約1週間以内に記載漏れ等の確認と受付完了の連絡をしますので、連絡がない場合は、必ず申込先に問い合わせてください。

メールでのご提出が困難な場合は、別途ご相談ください。

●提出書類

公開する資料については、市民の閲覧に供します。

〈一次選考〉

- ①一次提案「応募申込書」（第1号様式）【必須】【非公開】
- ②一次提案「提案書」（第2-1、2-2、2-3号様式）【必須】【公開】
- ③提案に関する資料（A4判2ページまで別添可）【任意】【公開】

★一次提案応募締切★

令和6年7月5日（金）【必着】

●申込先：横浜市みどり環境局環境活動事業課（緑化担当）

〈Eメール〉 mk-ryoka@city.yokohama.lg.jp

電話番号：045-671-3447

※提出から約1週間以内に連絡がない場合は、必ず申込先にお問い合わせください。

地域緑のまちづくり一次提案募集 Q&A

Q1：取組対象範囲の最低面積の制限はありますか。また金額としての最低限の事業規模はどのくらいですか。

A1：最低面積による制限はありません。1敷地でも応募は可能ですが、取組対象範囲は事業理解や計画内容の項目で審査のポイントとなります。金額としては3年間の緑化整備費が最低でも450万円程度の事業規模の計画がされているかが審査のポイントとなります。

Q2：公共施設の緑化は提案対象となりますか。

A2：原則として民有地の緑化を進める事業ですが、公共施設も緑化の対象とすることができます。ただし樹高1m以上となる中高木を植栽することはできません。一次提案に応募するまでに、まずは所管部署に提案内容について相談してください。協定を締結後、助成金の交付を申請する際には、所管部署の同意がわかる書類が必要となります。また、助成を受けて団体が整備したものは団体の財産となり、助成を受けてから5年間は処分ができません。

Q3：「地域緑のまちづくり」の協定締結地区内では、提案者又は内容が異なるならば応募できますか。

A3：既に協定が締結されている地区では、その協定締結期間中は、提案者が異なる場合でも応募はできません。既に協定締結期間が終了した地区内で取り組みたい場合は、既存の活動へのご参加を推奨しています。詳しくはみどりアップ推進課へご相談ください。既に協定締結している地区は、ホームページで紹介しています。

Q4：マンションの管理組合でも応募できますか。

A4：既存団体でも応募できますが、マンションの住民であることを本事業の活動に参画する条件にはできません。管理組合のままではマンションの住民以外の方が加入できないのであれば、新たに団体を結成する必要があります。また、緑化する場所は、広く地域に開かれた公開性のある場所である必要があります。

Q5：マンションの管理組合や町内会などの既存の団体でなくても応募できますか。

A5：既存の団体でなくても応募できますが、二次選考通過後、本市と協定を締結するまでに10人以上の緑のまちづくり推進団体を結成する必要があります。

Q6：法人（企業）は応募できますか。

A6：法人（企業）単独での応募はできません。地域住民（その法人に属さない者）や徒歩圏内の法人（企業）などと共同で、地域の緑化を行う提案を応募してください。

Q7：団体を構成するメンバーは、同一世帯（同一法人）から複数いてもよいのですか。

A7：「応募申込書」における応募団体の条件として数える人数は、同一世帯の場合は、2人までとします。ただし、団体のメンバーとして登録することについては、特に制限はありません。

Q8：ヨコハマ市民まち普請事業など、他の助成を受けた団体でも、応募できますか。

A8：ほかの助成事業とは異なる計画内容であれば、応募することができます。ただし、本市と協定を締結するまでに10人以上の緑のまちづくり推進団体を新たに結成する必要があります。

Q9：計画期間の定めはありますか。

A9：横浜市と協定を締結した年度の次年度を1年度目とし、3年度目までを計画期間とします。

Q10：提案できる内容はどのようなものですか。

A10：既存の緑地の剪定等の維持管理を主目的としているものや緑化整備をしない設計だけの内容は、対象外となります。既存緑地を対象とする場合は、緑地の質が高まるような再整備であれば提案できます。また、本助成を受けて整備した花壇の花苗の植え替えや緑化の普及啓発のための講習会や広報誌の発行等による地域緑化活動なども、提案に含めることができます。

Q11：地域緑化活動支援助成（花苗・道具の購入など）と緑化プロモーション助成だけの提案はできますか。

A11：地域緑化活動助成と緑化プロモーション助成だけの提案はできません。
民有地緑化を行わない、単独での提案はできません。

Q12：既存の樹木や構造物を撤去して再整備する場合は、その撤去費用は対象となりますか。

A12：民有地地域緑化のその他経費による助成の対象となります。ただし、撤去が主目的となるような緑化の計画はできません。また高木の移植は助成の対象外です。

Q13：実際に、緑化設計や緑化工事をする際は、専門業者に実施させる（委託する）ことはできますか。

A13：助成金の交付要領により指定されている業者（市の有資格者名簿に市内の区分で登録されている業者）の中から選び、委託することができます。ただし、除草等の日常の維持管理や花苗の植え替え等を専門業者に委託することは助成対象になりません。また緑化をしようとする場所の土地所有者との調整は団体で行うものであり、業者の経費として含むことはできません。

Q14：灌水装置は助成対象になりますか。

A14：民有地緑化助成を活用して整備した植栽を維持するために必要最低限の灌水装置や雨水タンクの設置は対象となります。緑化を伴わない灌水装置、雨水タンクのみ購入は助成対象外です。灌水装置は設置費用やランニングコストがかかるので、灌水装置を必要としない維持管理の仕組みや、緑化場所、緑化内容を検討することが重要です。

Q15：ベンチやフェンスは民有地緑化の助成対象になりますか。

A15：ベンチは民有地地域緑化のその他経費による助成の対象となりますが、緑化施設の設置を伴い、かつ緑化施設と一体として使われる整備でないと助成対象にはなりません。
フェンスは壁面緑化等の緑化のために必要なものであれば助成の対象となることがあります。

Q16：どのような物品の購入が助成金の対象になりますか。

A16：民有地緑化助成金を活用して整備した緑化の維持に必要な園芸資材や材料、事務用品（消耗品）、参考図書、活動中の水分補給のための飲料費などが対象となります。団体の活動と直接関係がないもの、電化製品（例：パソコン、プリンター、カメラ等）や汎用性の高い備品（例：電卓等の消耗品でない物）等は対象になりません。

Q17：オープンガーデンや緑化啓発活動とはどのようなものですか。

A17：オープンガーデンとは、地域で手入れをされている一般の住宅や施設等の庭や花壇を一定期間公開し、自由に巡って植物を楽しむイベントを想定しています。

緑化啓発活動とは、地域の緑化意識の醸成につながるイベント等の開催を想定しています。

どちらも広くどなたでも参加できるようなイベントとしてください。

例）地域に自生する草花を学ぶ観察会の開催、地域で親しまれる植物を用いた工作体験の開催等

Q18：団体の指定する事業者により工事や物品を発注することはできますか。

A18：発注に際しては、各助成金の交付要領に基づき団体が事業者を選定します。事業者の選定方法は助成金の種類や事業費の金額によって異なります。詳しくは各助成金の交付要領をご確認ください。

Q19：団体に加入もしくは関係している業者や個人に対し、助成金を活用して緑化整備や維持管理用品等を発注したり、研修会の講師を依頼したりできますか？

A19：特定の事業者や団体関係者の営利を目的としている提案と誤解を招く恐れがありますので、避けてください。

Q20：地権者の同意はいつのタイミングで取れていればよいですか。

A20：二次提案するまでに、事業趣旨を含めて提案内容（緑化の内容や規模等）を説明したうえで、口頭で同意を得てください。正式な同意書は、整備実施時（助成金申請時）に改めて提出していただきます。なお、同意がとれていなくても一次提案は提出できますが、提案内容については事前に丁寧に説明してください。

Q21：周辺住民への説明はいつのタイミングで行えばいいですか。

A21：対象範囲の住民や関係者には、選考結果が出た後だけではなく、選考の途中段階から進捗も含めて、検討中の提案内容を丁寧に説明し、理解を得られるようにしてください。

Q22：緑化整備したものの所有権はどこになりますか。いつまで担保しなければなりませんか。

A22：助成金を受けて緑化整備したものの所有権は助成を受けた団体にあり、また助成後は、少なくとも5年間は財産の処分には制限がかかります。事故が起きたときの対応なども含む日常の管理も団体が行う必要があります。

Q23：計画期間終了後、緑化整備したものの維持管理は誰が行うのですか。

A23：助成を受けた団体で、責任をもって維持管理を行っていただく必要があります。提案を計画する際に、緑化整備後の水やりなどの維持管理については、土地所有者や施設管理者とよく協議してください。

Q24：協定締結後、計画通りに進まなかった場合はどうなりますか。

A24：計画に基づき協定を締結するため、計画通りに進むよう努めていただきます。協定締結期間の変更はできません。協定締結期間を過ぎると、それ以降は助成金を受けられなくなります。

Q25：提案中に辞退できますか。

A25：提案中に辞退することはできますが、できるだけ避けていただくようお願いします。

Q26：緑地保存地区の指定や基準以上の緑化に対する固定資産税等の軽減措置を受けている敷地等を提案に含むことはできますか。

A26：事業の提案範囲に含むことはできますが、本事業の助成を受けて、該当する契約内容の変更を伴う再整備等を行うことはできません。ただし、契約当初から緑地として扱われていない場所については、助成を受けて整備することは可能です。

Q27：最大1,500万円の助成金は団体の裁量で自由に使えますか。

A27：二次提案時に3年間の予算計画を作成して頂きます。各年度で受ける助成金額は、二次提案作成時に自由に設定することができます。ただし、選考通過後は年度ごとの助成金額の上限は原則変更することはできません。また、各年度で余った金額を次年度以降に持ち越すこともできません。

Q28：助成金はいつ受け取ることができますか。

A28：地域緑のまちづくり事業の助成金は案件ごとに事前に申請をしていただき、審査を受ける必要があります。
助成金の受け取りは原則後払いです（一部前払いあり）。
また助成金の受け取りに際しては、既存の口座利用でも可能ですが、会計を他の事業と別に管理し、適切に運用してください。

Q29：一次提案応募時の提案計画名と応募団体名の名称の変更は、提出後にできますか。

A29：原則、提案計画名と応募団体名は、一次提案提出後、変更することはできません。